

流山市農業委員会  
令和5年第1回  
総会議事録

令和5年1月11日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和5年第1回総会議事録

- 1 期 日 令和5年1月11日(水)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司  
岡田 長政(議案第5号1番のみ)
- 4 署名委員 7番 小菅 康男  
8番 染谷 一嘉
- 5 出席農業委員(委員12名)  
1番 矢口 優子                      2番 池田 操代  
3番 金子 文雄                      4番 鈴木 亨  
5番 金子 孝博                      6番 中嶋 清  
7番 小菅 康男                      8番 染谷 一嘉  
9番 石井 保                        10番 岡田 長政  
11番 山崎 日出男                12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)  
1地区 藍川 治助                      2地区 小林 常男  
1地区 染谷 文夫                      2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃  
事務局主査 野口 翔子  
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 1  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について…………… 3  
議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について…………… 5  
議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 6  
議案第5号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 8  
報告第1号 令和4年賃借料水準について…………… 11  
報告第2号 専決処理の報告について…………… 12

**▲開会 午後3時3分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和5年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

7番 小菅委員、8番 染谷一嘉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」から議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「令和4年賃借料水準について」から報告第2号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

**○水代会長** これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年1月11日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市東深井にお住まいの方で、職業は建設業です。

申請地は、南の畑4筆 合計転用面積は258平方メートルです。

権利の種類は、使用貸借権の設定で転用目的は既存の資材置場を拡張するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置し、『高速道路の出入口から概ね300メートルの範囲にある農地』であることから、第3種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は既存の資材置場を拡張しようとするものです。

権利者は、流山市東深井にお住まいの方で、年齢は30歳です。

申請理由については、権利者は現在、個人事業主として外構工事等の建設業を営んでおり、申請地の隣接地を資材置場用地としている状況です。

今回、事業の拡大に伴い、既存の資材置場では手狭になってきたことから、実家の家族が所有する農地を転用し、資材置場を拡張するための申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

小型トラック等の車両置き場部分を砕石舗装とし、その他はコンクリート舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、南側は砕石等の飛散を防ぐため、コンクリートブロック2段の土留めとフェンスを設置し、北側と東側はコンクリートブロック6段の土留めを設置することで流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透処理とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりです。

申請地周辺につきましては、東側は通路、西側は既存の資材置場となっており、そ

の他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、施工は自身で行うため材料費が約72万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番（山崎委員） 既存資材置き場の拡張計画のようですが、拡張部へは既存敷地から進入するという考え方で宜しいのですか。

◎事務局（染谷次長） 山崎委員のおっしゃるとおり、（スクリーン上で既存資材置場を示しながら）既存部分から出入りする計画です。

◆第11番（山崎委員） はい、わかりました。

もう1点お聞きします。

権利の種類が使用貸借とありましたが、義務者と権利者は親子関係ですか。

◎事務局（染谷次長） そのとおりです。

○水代会長 親子だから、無償貸与ですね。

ほかに御質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号

#### 農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年1月11日提出

今月の申請は更新が11件です。

始めに、議案1番と2番の権利者は同一ですので、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市平方にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番から10番の権利者は同一ですので、一括して御説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、野々下一丁目の畑12筆 合計面積は10,280平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案11番の権利者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、前ヶ崎の田1筆 面積1,999平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が11件です。

始めに、1番と2番は権利者が同一のため一括して御報告します。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は52歳です。

農業従事者は、4名で農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に、3番から10番は権利者が同一のため一括して御報告します。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は45歳です。

農業従事者は、5名で農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、11番ですが、本件については引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は44歳です。農業従事者は2名で農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 はい、ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第3号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和5年1月11日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市北にお住まいの方です。

申請地は、上新宿の登記地目 畑1筆 面積6.98平方メートルで、変更後の地目につきましては、宅地です。

本件は、現況が宅地として20年以上経過していることから、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるため願出があったものです。

議案案内図は、6ページと7ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成24年に相続により取得した土地で、平成14年以前から、配置図のように宅地の一部として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在スクリーン表示しております平成14年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。



#### 議案第4号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和5年1月11日提出

今月の願い出は3件です。

始めに、議案1番の申請者は、流山市おおたかの森東三丁目にお住まいの方です。

申請地は、おおたかの森東三丁目の畑5筆 合計面積3,758平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の母で、その方の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図は、8ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番と3番は関連があるため一括して御説明いたします。

申請者は、流山市おおたかの森西二丁目にお住まいの方です。

申請地は、おおたかの森西二丁目の畑5筆、合計面積3,384平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図は、9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は3件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北東約1キロメートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の母です。

従事日数は、農業が可能な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和4年11月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

次に、2番と3番は関連があるため一括して御報告します。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の南西約900メートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父です。

従事日数は、生前は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和4年3月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

なお、この方については、申請地以外にも生産緑地を所有しているため、今後、同じ方の死亡を理由としての主たる従事者の証明はできない旨申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については買取申出事由の生じた方が、農業経営の中心として従事しており、その方が故障もしくは亡くなったことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

議案第5号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和5年1月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておしま

すことから報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金及び流山市駒木台にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧いただきたいと思えます。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。確認書の表に、令和4年11月18日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積についてですが、面積は24,719平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員につきましては、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名であり、年間306日と161日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」を御覧いただきたいと思えます。

確認書の表に、令和4年11月28日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積についてですが、面積は5,184平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員につきましては、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名であり、年間319日と304日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の11ページと12ページ、2番の法人が13ページになります。

御説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第5号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、私に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席いたします。

それでは、議長を岡田会長職務代理に交代し、御審議をお願いいたします。

それでは、退席します。

岡田会長職務代理、よろしくお願い致します。

(午後3時37分 水代会長退席)

(議長を岡田職務代理者に交代)

○岡田職務代理者 (岡田職務代理者が議長席に着席)

水代会長に代わり、議案第5号の1番の案件について、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより、議案第5号の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○岡田職務代理者 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号の1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代委員の除斥を解き、議長を会長に交代させていただきます。  
ありがとうございました。

(午後3時39分 水代会長入室 議長を会長に交代)

○水代会長 岡田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○水代会長 次に、議案第5号の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号の2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第1号「令和4年賃借料水準について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第1号

令和4年賃借料水準について

令和4年の田(水稲)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を次のとおり報告する。

令和5年1月11日報告

農地の賃借料につきましては、農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをしている賃借料は、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、併せて農家の皆さまに賃借料水準として情報提供をすることとなっております。

今回、集計がまとまりました令和4年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、令和4年1月から令和4年12月までの1年間のデータで、田が70件、畑が53件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや毎年2月に配布しています「農業委員会からのお知らせ」に掲載することで公表する予定です。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合、目

安として参考に、御覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ違いますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通して、お互いが了解のもと、適正な金額を決めていただくよう、お願いしております。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方からご相談がありました場合には、あくまで一つの目安としていただきますよう、よろしくお願いいいたします。

御説明は以上です。

よろしくお願いたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第2号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年1月11日報告

はじめに、1. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 2筆 合計面積765平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、13件 177筆 合計面積96,205.39平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、工鉱業用地が1件の計2件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が4件の計13件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年1月11日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

小菅康男

流山市農業委員会 委員

深谷一喜